

事 務 連 絡  
令和3年2月25日

環境保健センター 御中

保健福祉部健康推進課

ロシアにおける高病原性鳥インフルエンザ（H5N8亜型）の  
ヒトへの感染について（情報提供）

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

保健福祉部健康推進課 担当：森川 daichi_morikawa@pref.okayama.lg.jp TEL:086-226-7331 FAX:086-225-7283
---

事務連絡  
令和3年2月22日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚生労働省健康局  
結核感染症課

ロシアにおける高病原性鳥インフルエンザ（H5N8亜型）の  
ヒトへの感染について（情報提供）

今般、ロシア政府当局から、高病原性鳥インフルエンザH5N8亜型ウイルスについて、世界で初めて鳥からヒトへの感染が確認されたとの報告が、世界保健機関（WHO）にあったとのことです。なお、ロシア政府当局の発表によれば、感染した7名は、一時体調を崩したものの、その後回復しており、ヒトからヒトへの感染が確認されたわけではないとのことです。

海外ではこれまでに、H5N8亜型ウイルスに限らず、鳥インフルエンザに感染した鳥からヒトへの感染が確認された事例が報告されていますが、これまで国内においては鳥からヒトへの感染が確認された事例はありません。

野鳥及び家きんでの高病原性鳥インフルエンザの発生については、昨年より、「野鳥糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）の検出について（情報提供）」（令和2年10月30日付け事務連絡。別添1参照。）及び「高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例の発生について（情報提供）」（令和2年11月5日付け事務連絡。別添2参照。）にて適切な対応をお願いしてきたところですが、これらも踏まえつつ、引き続き衛生対策の徹底に努めていただきますようよろしくお願いいたします。なお、農林水産省からは本件について、都道府県畜産主務課長宛て事務連絡（別添3）が発出されておりますので、併せて情報提供いたします。

なお、本事例については、引き続き情報収集に努め、新たな事実関係が明らかになりましたら、速やかに情報提供いたします。

事 務 連 絡  
令和 2 年 10 月 30 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

野鳥糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス  
(H5N8亜型) の検出について (情報提供)

環境省から、北海道で回収された野鳥の糞便において高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型) が検出されたことについて、別添のとおり発表がありましたのでお知らせします。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥やその死体等に濃厚に接触した場合を除いて、通常は人に感染することがないと考えられています。引き続き、「野鳥等における鳥インフルエンザ (H5N1) の発生への対応について」(平成 20 年 10 月 1 日付け健感発第 1001001 号) 等に基づき、野鳥等からの感染予防の留意事項にかかる周知等、必要な対応について遺漏なきようよろしくお願いいたします。

別添：環境省報道発表資料

「野鳥等における鳥インフルエンザ (H5N1) の発生への対応について」  
(平成 20 年 10 月 1 日付け健感発第 1001001 号)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/000172035.pdf>

事務連絡  
令和2年11月5日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚生労働省健康局  
結核感染症課

高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例の発生について  
（情報提供）

今般、農林水産省より、別添のとおり、香川県三豊市の農場において高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例が発生した旨の発表がありましたので、取り急ぎ情報提供します。

なお、引き続き、鳥インフルエンザの人への感染防止のため、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日付け健感発第1227003号）に基づいた対応をお願いするとともに、「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年11月22日付け健感発第1122001号）に基づき、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、保健所に連絡されるよう改めて周知をお願いします。

別添：農林水産省による公表資料

参考：

「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日付け健感発第1227003号）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000172034.pdf>

「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年11月22日付け健感発第1122001号）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000172036.pdf>

写

事務連絡  
令和3年2月22日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課家畜防疫対策室長

ロシアにおける高病原性鳥インフルエンザH5N8亜型ウイルスのヒトへの感染に係る情報の提供について

平素より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

今般、ロシア政府当局から高病原性鳥インフルエンザH5N8亜型ウイルスについて世界で初めて鳥からヒトへの感染を確認したと発表された、との報道があったところです。報道によると、昨年12月にロシア南部で高病原性鳥インフルエンザが発生した養鶏場の従業員7人に感染が確認され、世界保健機関（WHO）に報告されているとのことです。なお、ロシア政府当局の発表においては、ヒトからヒトへの感染は確認されていないとのことです。

海外ではこれまでに、H5N8亜型ウイルスに限らず、ヒトが鳥インフルエンザに感染した鶏に感染対策なく濃密に接した場合に感染した事例が報告されていますが、これまで国内においては鳥からヒトに感染した事例はありません。

早期発見・早期通報については、「今季国内で分離された高病原性鳥インフルエンザウイルスの病原性解析結果を踏まえた対応について」（令和2年12月14日付け2消安第4064号農林水産省消費・安全局長通知）等の累次の通知により綿密な臨床観察等の実施についてお願いしているところですが、ヒトへの感染防止の観点からも、改めて、早期発見・早期通報の徹底及び早期のウイルス拡散防止等について指導をお願いいたします。